

レンタル利用規約

1. このレンタル契約はお客様との契約伝票に記載する期間および料金で商品を日本国内において賃貸する(レンタル)するものです。
2. 賃貸料金は別途料金表に提示する額に基づきます。 賃貸期間は1ヶ月とします。 賃貸期限終了の10日前までの申し出による賃貸の延長は可能ですが、当社側の事情によって延長を受け付けない場合があります。 送料はお客様にご負担頂きます。
- 3 契約期間は、お客様が貸与物を受け取った時点から(土曜、日曜、祝日を含む)、お客様から当社に賃貸物が返却された時点とし、この期間内に返却をお願いいたします。
- 4 注文の確認連絡の際に、支払期限を提示いたします。この期限に支払いが行われた後、賃貸物を発送いたします。 万一お客様がこの支払期限までに支払いを済ませられなかった場合、当社はお客様が注文を中止したものとし、注文の受付を終了いたします。
- 5 賃貸物はレンタル期限が満了するまでに返却頂くものとし、その後に返却された場合は延長料金を請求いたします。
- 6 お客様は賃貸物に対していかなる商取引もいかなる所有権も取り扱う事はできません。これには売買、譲渡、抵当に入れる、質入れ、財産保証、賃貸、保留、保留の権利の行使、貸与協定などが含まれますが、これに限るものではありません。また第三者への転貸は行わないで下さい。
- 7 賃貸物からラベル類を剥がさないで下さい。また部品類の取り外しを行わないで下さい。賃貸物に対しては適正な管理を行い、マニュアル類に従って安全で正しい使い方で、適正な目的のために用いることとします。
- 8 レンタル期間中は、盗難、損傷、あるいは他の危険から賃貸物を保護するために、十分で適切な処置をとってください。
- 9 賃貸物は常にお客様の管理下におき、当社の同意書なしに、国外へ持ち出す事をしないで下さい。
- 10 賃貸物は正常に作動し、クリーンアップされた状態で返却して下さい。
- 11 ベストパフォーマンスの測定、操作説明書の作成など、賃貸物に関連する、行為、経費、テスト結果、調査の結果、データの保存など、お客様の目的を達成できなかった事に対して当社は責任を負わないものとします。
- 12 当社は賃貸物の日常的なメンテナンスを行った上でお引き渡しますが、賃貸物に故障が発生した場合、部品類の欠落、損傷が見つかった場合、お客様は当社にできる限り早く連絡し、遅くとも 3 営業日以内に

は連絡するようお願いします。同種同等の代替品をレンタルいたします。代替品がない場合は、レンタル料の払い戻しをもって一切の責任を免れるものとします。

- 13 損傷を受けている事が判明した場合、賃貸物を使い続けしないで下さい。故障あるいは損傷の際に、賃貸物の修理をしたり、修理を試みようとししないで下さい。また事故などにより損傷を受けた場合、直ちに当社に通知して下さい。
- 14 賃貸にあたっては当社で消耗品も含め十分にメンテナンスを行った上でお引き渡しますが、更に注油や電池の交換が必要な場合、適切なタイプ、電圧のものを選択し、十分な知識を持った方が交換するようお願いいたします。また改造、改装を行ってはなりません。
- 15 お客様の手元に賃貸物があり、なおかつ当社の管理外の状況下において、賃貸物使用に際して発生する一切の事故、損傷、損害に対して当社は責任を負いません。
- 15 賃貸物使用に当たっての不注意、間違い、誤用による賃貸物の故障によって生じる全ての実費、紛失(賃貸物の紛失も含む)、損傷、損害に対して、当社では責任を負いません。
- 16 賃貸物が、損傷して返却されたり、クリーンアップされていない状態で返却された場合、欠陥のある状態で返却された場合、再度レンタルに供する事ができる状態までの修理代あるいはクリーンアップ代を請求いたします。ただし一般的な使用範囲内での傷等について、また元々の破損、機器の本質的な欠陥の場合はこの限りではありません。
- 17 紛失、盗難にあった、あるいは破損した賃貸物に対しては、お客様は修理代金に相当する費用、あるいは取り替えの代金の全額をお支払い頂きます。
- 18 万一、紛失、盗難にあった場合、取り替え、紛失、盗難にあった事をサプライヤーに知らせた日まで(その日を含む)のレンタル費用を請求いたします。またその日から、サプライヤーが代替の賃貸物を準備できるまでの間の日数について、その賃貸物がない事によって被る被害額(当社の一定の基準に従って算出)を支払うこととします。
- 19 賃貸期間中の中途で解約を申し出た場合、賃貸を終了する事ができます。ただしこの場合、当初お支払い頂いた料金を返却する事はできません。なお解約を申し出たのが支払期限の前で、なおかつまだ賃貸料金が未支払いの場合は、料金は頂きません。
- 20 賃貸物の返却時に、セット内容の一部を忘れた場合、そのセットが返却されるまで賃貸契約締結日における料金表に基づく料金の30%をお支払い頂きます。
- 20 お客様が、契約に違反された場合に、当社は特段の通知なしに契約を急遽解除、終了する事ができるも

のとします。この場合、お客様は、賃貸物を当社に返却し、契約に基づいて支払うべき代金(返却が完了するまでのレンタル代金および延長料)を全て支払うものとします。

22 万一お客様との間で、この契約に関して係争を生じた場合、第1審の管轄裁判所は当社の本店を管轄する地方裁判所とします。

制定 2008/06/19